

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設・拡充・延長・ その他 ）

No	49	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税等）		
要望項目名	土地に係る固定資産税の負担調整措置及び条例減額制度の延長と経済状況に応じた所要の措置		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） （商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置） 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。 （商業地等に係る減額措置） 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。 （税負担急増土地に係る減額措置） 税負担急増土地に係る固定資産税及び都市計画税を対象とする。</p> <p>・特例措置の内容 ○現行の負担調整措置及び、以下の特例措置の適用期限を3年間延長する。 （商業地等及び住宅用地に係る負担調整措置） 商業地等及び住宅用地について、負担水準（＝前年度の課税標準額÷今年度の評価額）をもとに、今年度課税標準額を決定し、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の激変を緩和する。</p> <p> <商業地等> ア 負担水準が70%以上の場合 : 今年度の評価額の70%に引き下げ イ 負担水準が60%以上70%未満の場合 : 前年度課税標準額と同額に据置 ウ 負担水準が60%未満の場合 : 今年度の評価額の5%を前年度課税標準額に上乘せ</p> <p> <住宅用地> ア 負担水準が100%以上の場合: 課税標準額は評価額の100%とする イ 負担水準が100%未満の場合: 今年度の評価額の5%を前年度課税標準額に上乘せ</p> <p>（商業地等に係る減額措置） 商業地等の固定資産税等の負担調整措置において一律に課税標準額を評価額の70%まで引き下げる措置（課税標準額の法定上限率）を地方公共団体の条例により、さらに60～70%の範囲で引き下げることが可能とする。</p> <p>（税負担急増土地に係る減額措置） 住宅用地等に係る固定資産税及び都市計画税について、地方公共団体の条例により、前年度税額に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することを可能とする。</p> <p>○その他、経済状況に応じて所要の措置を講じる。</p>		
関係条文	地方税法附則第18条、第25条 地方税法附則第21条、第27条の4 地方税法附則第21条の2、第27条の4の2		
		ページ	49—1

減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 負担調整措置や条例減額制度による負担軽減や、経済状況に応じた所要の措置を通じて、新型コロナウイルス感染症収束後の経済の力強い回復を図るとともに、デフレ脱却・経済再生を確かなものとする。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症の影響により経済は大きな打撃を受けており、2020年4-6月期のGDPはリーマンショック時を超え戦後最大の落ち込みを示している。 近年全国的に多くの地点で地価が上昇しているところ、3年に1度の令和3年度固定資産評価替えによって、地価上昇地点においては税負担額が増加することとなる。新型コロナウイルス感染症の影響により土地の収益力が低下し事業の経営環境が悪化する中、固定資産税の負担増は、都市部から地方部に至る幅広い地域において、ホテル、百貨店、飲食店をはじめとする様々な業種・規模の不動産保有コストを上昇させ、感染症収束後の経済の力強い回復に水を差すおそれがある。 このため、評価替えによる評価額の上昇に伴う税負担の激変を緩和する負担調整措置や、地域の実情に応じて、地方公共団体の判断により、商業地の負担水準の上限を60～70%の範囲で引き下げることが可能とする制度、及び固定資産税の負担の上昇幅を1.1以上で条例で定める範囲内で抑制出来ることを可能とする制度を存置し、納税者の負担軽減を図るとともに、その他、経済状況に応じた所要の措置を講じることによって、感染症収束後の経済の力強い回復を図るとともに、デフレ脱却・経済再生を確かなものとする必要がある。</p>
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>・経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄） 第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて 3. 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く この百年に一度の危機から日本経済を守り抜く。デフレへ後戻りはさせない。</p> <p>第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く 1. 感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ — 「ウィズコロナ」の経済戦略 （3）事業の継続と金融システムの安定維持 倒産や廃業を最小限に食い止めるべく、引き続き、強化した支援体制の下、予算・税制・金融措置等あらゆる手段を総動員して中小・小規模事業者や個人事業主、中堅・大企業の事業継続を強力に支え、これを通じて雇用と暮らしを守り抜く。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）（抄） 第1章 経済の現状認識と本経済対策の考え方 I. 経済の現状認識 感染症の甚大な影響のマグニチュードに見合うだけの強大な経済政策を講ずることにより、デフレへの後戻りを食い止め、デフレ脱却・経済再生、そしてそれを通じた財政健全化への道筋を確かなものとしなければならない。</p> <p>・経済産業省政策評価体系 経済成長 経済基盤</p>
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・名目 GDP600 兆円の実現 ・デフレ脱却・経済再生 ・都市再生・地域再生の推進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和3年4月1日～令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同一

合理性	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	(負担調整措置) — (商業地等に係る減額措置) 1 地方公共団体において適用が見込まれる。 (税負担急増土地に係る減額措置) 9 地方公共団体において適用が見込まれる。 ※地方公共団体へのアンケート調査による。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きな打撃を受ける中で、固定資産税負担の増加は、経営環境・所得環境が悪化している幅広い事業者や個人等にとって大きな負担となり、感染症収束後の力強い経済回復に水を差すおそれがある。本特例措置は、こうした負担を軽減するため、デフレ脱却・経済再生に資するものであり、有効性の高い措置である。 また、条例減額制度について、都市再生・地域再生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により、事業者等の税負担を軽減することを可能とする本制度は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本制度は、民間企業の活動を刺激し、経済を活性化することでデフレ脱却や経済の再生につながるため、有効な手段であり、妥当である。 また、負担調整措置は平成6年度の固定資産税評価額を地価公示の7割とした際に、税負担の急増を緩和するため導入された措置であり、塩川自治大臣書簡で「今回の見直しは、固定資産税にとっては抜本的な改正に等しいものですが、この見直しが、いやしくも増税の目的で行うとの誤解を受けるようなことになれば大変なことになります。(中略) このように今回の固定資産税の見直しは、土地評価の均衡化・適正化を図ることが目的であり増税を目的としたものではありません。」とされているところ。前述より、増税となるようなことは避けるべきであり、引き続き、負担調整措置をとることが妥当であると考えられる。その上で、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きな打撃を受けている状況を踏まえ、収束後の力強い経済回復に向けて、経済状況に応じた所要の措置を講じることで負担軽減を図ることが妥当である。 また、本制度のうち、条例減額制度は、地方公共団体の財政の安定性や課税の公平性に悪影響を及ぼさない範囲内において、都市再生・地域再生の推進のために、地方公共団体独自の負担軽減措置を許容するものであり、施策手段として妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(負担調整措置) — (商業地等に係る減額措置) 1 地方公共団体において実施 (令和元年度) (税負担急増土地に係る減額措置) 9 地方公共団体において実施 (令和元年度) ※地方公共団体へのアンケート調査による。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>税負担の軽減がなされることで、企業の投資活動の活発化や労働者の賃金の上昇につながり、デフレ脱却や経済の再生に向けた好循環が生まれるため、本制度は手段として有効である。その上で、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の力強い回復に資する手段として、本制度の拡充は有効である。 また、都市再生・地域再生の推進に向けて、当該地域の実情に通じた地方公共団体の判断により、事業者等の税負担を軽減することを可能とする本制度は有効である。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>都市再生・地域再生を推進する</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 16 年度 商業地等に係る減額措置 創設 平成 18 年度 延長 平成 21 年度 延長 (商業地等に係る減額制度) 税負担急増土地に係る減額措置 創設 平成 24 年度 延長 (商業地等に係る減額措置及び税負担急増土地に係る減額措置) 平成 27 年度 延長 (同上) 平成 30 年度 延長 (同上)</p>